

X. 卒業後の進路・資格等

1. 教育学部

◎ 教育職員免許状等

課程コース等		免許状	小学校教諭 普通免許状	中学校教諭 普通免許状	高等学校教諭 普通免許状	特別支援学校 教諭普通免許状	幼稚園教諭 普通免許状
学校 教育 課程	小中一貫教育 コース	小学校主免専攻	1種	2種 1種	1種☆	2種	2種又は1種
		中学校主免専攻	2種 1種	1種	1種☆	2種	2種
	教職実践基礎 コース		1種	2種又は1種	1種☆	2種	2種又は1種
	発達支援教育 コース	子ども理解専攻	1種	2種		2種	1種
		特別支援教育専攻	1種	2種		1種	2種又は1種

(備考)

1. 学校教育課程の欄の**太字**は卒業時に取得できる免許，細字は取得可能免許の例です。
なお，☆の高校「地理歴史」，「公民」，「工業」については，指定された単位の修得が必要です。
2. 学校教育課程で取得できる中学校及び高等学校の免許教科は次のとおりです。
中学校：国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・技術・家庭・英語
高等学校：国語・地理歴史・公民・数学・理科・音楽・美術・保健体育・工業・家庭・英語
3. 本学で取得できる特別支援学校の免許の領域は，知的障害・肢体不自由・病弱の3領域です。
聴覚障害・視覚障害の領域については，取得できません。
4. 学芸員の資格：所定の単位を修得し，申請すれば「学芸員に関する科目の単位修得証明書」が交付されます。
5. 学校図書館司書教諭の資格：司書教諭講習を受講し，必要単位を修得すれば「修了証書」が交付されます。

◎ 大学院（教育学研究科）

学部における専門教育又は教職経験の基礎の上に，教職大学院制度に基づいて学校教育に関する高度の学識及び実践力・応用力を備えた各学校種の新任教員・中堅教員（ミドルリーダー）・中核的中堅教員（スクールリーダー）の育成を目的とする教職実践開発専攻（専門職学位課程）とメンタルヘルスや特別支援教育及び日本語支援教育の専門家を育成する学校教育支援専攻（修士課程）が設けられています。修了者には，教職修士（専門職）又は修士（教育学）の学位が授与されます。